

## 規制シート(様式)

190198200670001

平成28年12月22日

規制の名称	土地区画整理促進区域等内における建築行為等の制限	所管府省	国土交通省
根拠法令等	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)第7条、第26条	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	都市局市街地整備課市街地整備制度調整室 室長 長福 知宏
規制目的	土地区画整理事業及び住宅街区整備事業の円滑な施行の確保		
規制内容の概要	土地区画整理促進区域内及び住宅街区整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、原則として、都府県知事等の許可を受けなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	土地区画整理促進区域及び住宅街区整備促進区域が定められると、区域内の宅地の所有者等は、できる限り速やかに、土地区画整理事業等を施行するよう義務づけられる。また、区域決定後、2年以内に事業の施行の認可等がなされない場合は、市町村が事業を施行することを義務づけている。このため、これらの区域内において一定の建築行為を制限し、事業の施行を容易にする必要がある。	関連する政策評価結果	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		